

朝倉	上秋月	田三所。三畝光步 小作米二千五百斗 三升八合四勺 價格五千四百九十 七円三十三美	組合員 福田政吉君 外 五人 地主 井上茂太郎 外 九人 地主 井上正三 右 一	訴訟中
筑紫	大宰府	田五所歩 小作米五十石	組合員 古沢繁太郎君外十七名 地主 太田清藏	地主的引上調停申立(引上調停) 土地手離サ又小作米子(租租 八年度分)八割五分で(引上調停) (引上調停)の下に引上調停申立 訴訟中
早良	藤山	田六町七及九畝七歩 小作米五千六百六斗 六升六合 價格一千四百四十四 六円七角三十三美	組合員 大鶴永吉君 外九人 地主 真子定三郎 外二十人	
福岡	松原	通存地及種に基き 仮定分由請	組合員 大和酒之助君外二人 地主 福生嘉藏 組合員 清水政次郎君外二人 地主 肥田岡 古池慶次郎 井上正三 北丸野次	第一審福岡地方裁判所(勝訴) 第二審福岡地方裁判所(勝訴) 福岡地方裁判所(勝訴) 井上調停中 (土地の如き無地を以て)
	松園	正式な別争議を請う手続を以て簡便に併し勝訴の判決と同等の効果を持たしめる。その水假分である。本件が度法廷に持ち出される。松園支部は親知なる法廷争議を維持し相手方申請に於てその主張を駁し其論を維持せしむること六回遂に相手方として休止の止むなきに到りしのである。		

### 二 差押反対斗争

小作米の米納ある場合地主は年貢の解決を法廷に見出さんとし地主的立場の下に訴訟の判決前に

差押えの暴挙を敢てすることが往々ある。農野支部に於ても仮差押の要求をうけ大併し藤山支部に於ても米表の差押を拒絶しこれは殆んど成功を収めた。その結果は動産の差押えをなすも價値なしとし地主は差押を解除しに要した。依井野支部に於ても穀物の假差押を受けたる大の組合員より地主に於て換價処分を要求し遂に競賣を爲さしめた。二月二十六日組合員四百人は依井野町に動員され大の四百人の動員あり大にも拘わりお行動活発なら大極く安くセリ落すといふ組合員の方針は実行にうつされおこの斗争は失敗に陥した。この競賣に於て地主兼子士古川勝正兼松尾某は官原席吉と訴れし競賣に付ての執達吏との協定を無視して競賣を妨害した。組合員がその行爲を報知せんとするや松尾は甘水警察署の保護に趨つた。

### 若干の批判

井支部本部と緊密な連絡なく單獨に地主に於て換價処分を要求をなし水ことは批判されおは近頃の動員は行動を活発ならいれ地主の攻撃にこの場合は地主が落後に来る(こと)より守らんががに頼らる。手放であること加充分に理解されておす且地主に於ける競争斗争に對する守り方おが不十分であり従つてこれを實踐に移すに際し困難を來し大事を來し認めしなれはならぬ。因に依井支部に於ては女の前地主井子士に對し差押をトケ!と要求し差押を解かしめて損害を賠償(金三十五円)せしめたる事実あり。差押をトケ!の斗争は維持されてある。この斗争により先の失敗を償わねばならぬ。尚差押反対! 差押をエルスナ! のスロトカンの下に各支部に於て地主 地主井子士 才判所に對して戦ひは進められてある。

### ホ 勝訴判決ありたるもの次の如し

一 朝倉地区甘水川組合員大塚敬雄君前地主前合議員 藤井宗五郎(兼子士吉村光次郎)間の定地引渡並賃料請求事件は五月七日甘水裁判所に於て原告地主マケの判決言渡があつた。  
二 筑紫地区佐賀支部組合員久保山某(一郎)君前地主平島豊吉間の小作米請求事件は九月二十二日福岡支部裁判所に於て原告地主水原某の判決言渡があつた。

### へ 訴訟中の事件 (合計六件)